

神戸市立小中学校小規模特認校指定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自然環境に恵まれ、特色ある教育を推進している小規模校において、保護者及び児童生徒が特に希望する場合に、一定の条件を付して通学区域外からの就学を認めることにより、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培うとともに、複式学級の解消など学校の活性化を図ることを目的とする。

(小規模特認校)

第2条 通学区域外の児童生徒を受け入れる神戸市立学校（以下「小規模特認校」という。）は、次の学校とする。

- (1) 六甲山小学校
- (2) 藍那小学校

(運用)

第3条 小規模特認校への就学については、この要綱に定めるもののほか、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条及び神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）（以下「就学規則」という。）第9条の規定に基づき、保護者からの申請を受けて指定学校を変更することにより行う。

(就学の条件)

第4条 前条の申請を行おうとする保護者及び児童生徒は、次の各号に定める条件を満たしていなければならない。

- (1) 保護者及び児童生徒がともに神戸市内に居住していること。
- (2) 通学する小規模特認校の教育活動に賛同し、協力すること。
- (3) 保護者の責任と負担において、児童生徒が原則として公共交通機関を利用し、自力でおおむね1時間以内で通学できること。
- (4) 原則として卒業までの間、通学すること。

(受け入れ時期)

第5条 小規模特認校への就学時期は、毎年4月1日とする。

(受け入れ学年・人数)

第6条 小規模特認校の受け入れ学年及び人数は、当該校の児童生徒数等を勘案し、毎年度、教育長が学校長と協議して定める。

(学校長との面談及び就学の申請)

第7条 第3条の申請を行おうとする保護者は、教育長が定める期間内に、就学を希望する小規模特認校の学校長と面談を行い、小規模特認校就学申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(学校長による副申)

第8条 学校長は、前条による面談及び申請書から、保護者及び児童生徒が第4条に定める就学の条件を満たしていることを確認したときは、就学規則第9条第3項に定める副申（様式第2号）を行うものとする。

2 前項の副申を行った後に、申請と事実が異なる場合その他第1条に定める目的と異なる事由が生じ、就学に支障があると認められる場合は、学校長は副申を取り消すことができる。

(公開抽選)

第9条 前条による副申を行う児童生徒の人数が、第6条に定める学年ごとの受け入れ人数を超えた場合は、公開の抽選によって受け入れる児童生徒を決定するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(様式第1号)

神戸市 区長あて

小規模特認校就学申請書

平成 年 月 日

保護者名 _____ 印

神戸市立 _____ 学校に、平成 _____ 年度から就学を希望します。

児童生徒名	フリガナ	生年月日	性別
		年 月 日生	
住所			
保護者名	フリガナ	続柄	
現在の就学校(園)	立	学校 学年	幼稚園・保育所(年長)
指定校 (住所地の学校)	立	学校	
電話・FAX			
特認就学希望理由			

この申請書は、就学を希望される学校に提出してください。(保護者 → 学校 → 住所地の区役所)

(様式第2号)

神戸市 区長あて

指定校変更（小規模特認校就学）にかかる学校長副申書

下記のとおり保護者から児童生徒を本校へ就学させたい旨の申請があり、神戸市立小中学校小規模特認校指定実施要綱第4条に定める就学の条件を満たしていることを確認しましたので、神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第9条第3項に基づき副申します。

平成 年 月 日

神戸市立 学校長 印

記

児童生徒名	フリガナ	生年月日	性別
		年 月 日生	
住所			
保護者名	フリガナ	続柄	
指定校 (住所地の学校)	立 学校		
小規模特認校への 就学年月日	平成 年 月 日 (第 学年)		